

## 2割負担拡大に慎重論

### 介護保険 高所得者増額は了承

厚労省審議会

介護保険制度の負担増に向けた議論が6日、厚生労働省の社会保障審議会で本格化した。65歳以上の介護保険料について高所得者は引き上げ、低所得者は下げる案が大筋了承されたが、利用料2割負担の対象拡大案には慎重論が多く、引き続き議論することになった。

負担増の検討項目は、①利用料を2割負担する対象の拡大②65歳以上の高所得者の保険料引き上げ③介護老人保健施設などの多床室室料の全額自己負担化——の3点。いずれも昨年末に結論を出す予定だったがいっしん今更に先送りされ、さ

らに年末まで延ばされた。

原則1割の利用者負担は現在、「現役並み」高所得者は3割、「一定以上の所得」がある人は2割とされている。2割の対象者は、被保険者の年収上位20%（単身で年収280万円以上）だが、厚労省は同30%（同220万円以上）まで広げる試案などを提示。昨年10月に75歳以上の後期高齢者医療で所得上位30%を基準に患者の2割負担が導入されたことを踏まえた。

6日の審議会の部会では「現役世代の負担は限界。原則2割にする必要

万円以上」で区分し、基準額の1・8倍から2・6倍まで増額。一方、世帯全員が住民税非課税の低所得者（第1～3段階）の保険料は抑え、最も低い区分で基準額の0・26倍（現在は0・3倍）まで下げる内容などを示した。これに伴い、低所得者の負担軽減にあてる公費の一部は介護職員の処遇改善で活用を検討するとした。

部会ではこの方向性に異論はなく、詳細は年末に向けて検討する。

負担見直しは、高齢化で介護サービス費用が増え、保険料上昇に歯止めがかかるためだ。担い手不足も深刻で、介護職の処遇改善も急務だが、報酬を増額すれば国民負担も増える。部会では「国の公費負担を増やす議論も必要」との指摘も相次いた。（鶴根真一）